

会長のつぶやき 4号

3号では、町内会会費に対してのつぶやきをしましたが、町内会運営は町内会だけの力で出来るものではありません。

札幌市・南区役所・南土木・南清掃事務所・警察署・消防署・その他諸々の関係機関との連携をどうとっていくか考えなければなりません。

札幌市では平成30年度から町内会の条例化を進めるべく取り組んでいますが、町内会を活発化することについての論議が先行し、町内会のあり方それに付随する活動費の扱いの論議がないまま現在に至っている他、本条例の取りまとめを学者が主体となり一町内会の悩みや意見が取り上げられず、理論が先行した状態です。

町内会の活動をいかに円滑に進めるかを、町内会の立場を理解した上で真剣に協議し作り上げなければ生きた条例にはなりません。

町民が住みよい街づくりにする為の意見を出す必要があります。

アメリカ合衆国リンカーン大統領の言葉にある『人民の人民による人民の為の政治』の精神を見直した上で、条例化を進めて貰いたいと思います。

皆さんも札幌市の条例作成にご意見をお寄せください。

道新の令和2年6月27日の朝刊「来夏までに方向性」について『知らない』との回答が70%と認知度の低さが課題として浮き彫りとなっています。

自治基本条例は、市民によるまちづくりの基本理念や原則を定めたものです。

静岡市や京都市・千葉市が制定しており、札幌市も本格的に検討を進めています。



町民の町民による
町民の為の自治活動

みなさん 貴方の声を出しより良い街づくりを